

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	一
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	一
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	一
○特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
○地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
○農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例	(同)	七
○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	七
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	八
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	八
○観光振興財源検討会議条例	(観光課)	九
○農業大学校条例の一部を改正する条例	(農業振興課)	九
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	一〇
○水産技術総合センター使用料条例の一部を改正する条例	(水産業振興課)	一〇

ページ

## 条 例

○建築基準条例の一部を改正する条例

(建築宅地課) 一〇

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百七十二の項中「第二十条の第二十一項又は第三十八条の四第二十一項」を「第二十条の第二十三項又は第三十八条の四第二十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

宮城県県税条例等(昭和三十一年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

宮城県県税条例等(昭和三十一年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項第二号中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から第二十七条までにおいて「前年」という。)」に改める。

第二十九條の二中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第四十九條第一項及び第二項中「第七條」を「第六條の七」に改める。

第六十四條の次に次の一條を加える。

(製造たばことみなす場合)

第六十四條の二 加熱たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第三條第一項に規定する会社その他の令第三十九條の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次條第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第六十五條第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同條第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同條に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の法施行規則第八條の二の三に規定するものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として令第三十九條の九の二第四項から第八項までに規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三條第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費

税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十條第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第六十六條中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第十條第三項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日」に、「第十七項」を「第十六項」に改め、同條に次の一項を加える。

5 電気供給業を行う法人が、電気事業法第九十七條第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における法第七十二條の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法第七十二條の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から令附則第六條の二第八項に規定する収入金額を控除した金額による。

第二條 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第六十五條第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三條 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び第三項中「によつて」を「により」に改める。

第二十二條の二第一項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第二十六條中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第四十三條第二項中「第七十二條の三十三第三項」を「七十二條の三十一第三項」に改める。

第五十一條の二第一項中「によつて」を「により」に改める。

第六十五條第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第六十六條中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第四條の三第一項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、次條第一項から第三項まで、附則第五條の二から第二十二條の二まで、附則第二十二條の三第一項、附則第二十三條、附則第二十三條の二及び附則第二十五條において「前年」という。)」に改め、「得た金額」の下に「十万円を加算した金額」を加え、同條第二項中「金額」を「金額に十万円を加算した金額」に改める。

附則第十條に次の一項を加える。

6 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として法施行規則附則第二条の八第一項に規定する金額及び電気事業法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として法施行規則附則第二条の八第二項に規定する金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で法施行規則附則第二条の八第三項に規定するものに交付する場合における第三十九条第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から令附則第六条の二第九項に規定する収入金額を控除した金額による。

附則第十条の二の四第一項及び第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第四条 宮城県条例の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第六十六条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 宮城県条例の一部を次のように改正する。

第六十四条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第六十五条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこ」の本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

（宮城県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第六条 宮城県条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「、第三号新条例」を「、宮城県条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十一項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第二十二項の表附則第十二項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十四項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表附則第十五項の表第六十六条の五の二の項の項中「平成三十一年四月三十日」を

「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中宮城県条例第二十二条の二第一項第二号並びに第四十九条第一項及び第二項並びに同条例附則第十条第三項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中宮城県条例第二十九条の二の改正規定 平成三十一年一月一日

三 第二条及び附則第十二項の規定 平成三十一年十月一日

四 第三条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四項の規定 平成三十二年四月一日

五 第三条中宮城県条例第六十五条第三項及び第六十六条の改正規定並びに附則第十三項から第十九項までの規定 平成三十二年十月一日

六 第三条中宮城県条例第二十二条の二第一項第二号及び第二十六条並びに同条例附則第四条

の三の改正規定並びに次項の規定 平成三十三年一月一日

七 第四条及び附則第二十項から第二十六項までの規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び附則第二十七項の規定 平成三十四年十月一日

（県民税に関する経過措置）

2 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の宮城県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の宮城県条例附則第十条第三項及び第五項の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

4 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の宮城県条例附則第十条第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

6 平成三十年十月一日前に宮城県県税条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第六十六条の二第二項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この項から附則第二十二項までにおいて「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。）第七十四条第一号に規定する製造たばこ（宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第五十五号）附則第九項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項から附則第十一項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する宮城県県税条例第六十三条第一項に規定する卸売販売業者等（以下この項から附則第二十六項までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この項から附則第二十六項までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

7 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号。附則第十一項において「改正省令」という。）附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の県税事務所に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この項から附則第二十二項までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数  
 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額  
 三 その他参考となるべき事項

8 附則第六項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十三条第三項に規定す

る市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項に規定する県税事務所に提出されたものとみなす。

9 附則第七項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

10 附則第六項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するものほか、第一条（附則第一項第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第六十五条第一項、第六十六条第六十六条の二、第六十六条の四及び第六十六条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第二項	前項	宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年宮城県条例第五十九号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第六項
第六十五条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第六項
第六十六条の五第一項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第七項の規定によつて申告書
第六十六条の五第二項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第七項から第九項までの規定によつて申告納付する
第六十六条の五第二項	前条第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第七項
第六十六条の五の二第二項	第六十六条の四第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第七項
第六十六条の五の二第一項	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡しした製造たばこのうち、附則第六項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、宮城県県税条例第六十六条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十六条の四の規定により県税事務所に提出すべき申告書には、改正省令附則第五條第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

12 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

13 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

14 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この項から附則第二十六項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一條第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。附則第十九項、第二十二項及び第二十六項において「改正省令」という。）附則第四條第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の県税事務所に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

16 附則第十四項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十五條第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一條第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項に規定する県税事務所に提出されたものとみなす。

17 附則第十五項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

18 附則第十四項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するものほか、附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の宮城県県税条例（以下「三十二年十月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年十月新条例第六十五條第一項、第六十六條、第六十六條の二、第六十六條の四及び第六十六條の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五條第二項	前項	宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年宮城県条例第五十九号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第十四項
第六十五條第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十四項
第六十六條の五第一項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第十五項の規定によつて申告書
第六十六條の五第二項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第十五項から第十七項までの規定によつて申告納付する
第六十六條の五の二第二項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書の	平成三十年改正条例附則第十五項
第六十六條の五の二第一項	これらの項に規定する申告書の	平成三十二年十一月二日

提出期限

- 19 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十四項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、宮城県県税条例第六十六条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十六条の四の規定により県税事務所に提出すべき申告書には、改正省令附則第四条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 20 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 21 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 22 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正省令附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の県税事務所に提出しなければならない。
- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項
- 23 附則第二十一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十六条第三項に規

定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項に規定する県税事務所に提出されたものとみなす。

24 附則第二十二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

25 附則第二十一項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年新条例第六十五条第一項、第六十六条、第六十六条の二、第六十六条の四及び第六十六条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第六十五条第二項	前項	宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年宮城県条例第五十九号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十一項
第六十五条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十一項
第六十六条の五第一項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第二十二項の規定によつて申告書
第六十六条の五第二項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第二十二項から第二十四項までの規定によつて申告納付する
第六十六条の五の二第一項	第六十六条の四第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十二項
提出期限	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

26 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十一項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、宮城県県税条例第六十六条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十六条の四の規定により県税事務所に提出すべき申告書には、改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

27 附則第一項第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成三十三年宮城県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「普通徴収の方法によつて」を「普通徴収の方法により」に改め、「前七日」を削り、「によつて徴収されるものにあつては証紙代金収納計器により自動車税の額に相当する金額の表示を受ける際」を「又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては宮城県県税条例第九十九条第一項の規定により申告書を提出した日から三十日以内」に改め、同条第四項中「自動車取得税の申告納付の際」を「宮城県県税条例第九十三条の規定により自動車取得税を申告納付すべき期限から三十日以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第四条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年宮城県条例第十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。  
(経過措置)

2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条の二第二項から第三項までの場合又は同法第三十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第七条の二第三項の場合において、同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同法第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)附則第二十八条の規定により、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「附則第十七項」を「附則第二十項」に改める。

附則第十六項中「附則第十六項」を「附則第十九項」に改める。

附則第十八項中「附則第十三項」を「附則第十六項」に、「附則第十一項」を「附則第十四項」に、「附則第十二項」を「附則第十五項」に改める。

附則第二十一項中「附則第二十三項」を「附則第二十六項」に改める。

附則第二十四項中「附則第十九項」を「附則第二十二項」に、「附則第十七項」を「附則第二十項」に、「附則第十八項」を「附則第二十一項」に改める。

附則第二十九項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

附則第三十項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附則第三十一項中「附則第二十二項」を「附則第二十五項」に、「附則第二十三項」を「附則第二十六項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「附則第十五項」を「附則第十八項」に改める。

附則第十四項中「附則第十四項」を「附則第十七項」に改める。

附則第十六項中「附則第十五項」を「附則第十八項」に、「附則第十三項」を「附則第十六項」に、「附則第十四項」を「附則第十七項」に改める。

附則第十九項中「附則第二十一項」を「附則第二十四項」に改める。

附則第二十二項中「附則第二十一項」を「附則第二十四項」に、「附則第十九項」を「附則第二十二項」に、「附則第二十項」を「附則第二十三項」に改める。

附則第二十五項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

附則第二十六項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附則第二十七項中「附則第二十六項」を「附則第二十九項」に、「附則第二十五項」を「附則第二十八項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。  
附則第五項中「平成二十九年分」を「平成三十年分」に、「平成三十年分」を「平成三十一年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

観光振興財源検討会議条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

観光振興財源検討会議条例

（設置）  
第一条 知事の諮問に応じ、観光振興に係る施策を実施するための財源の在り方に関する重要事項を調査審議するため、宮城県観光振興財源検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（組織等）

第二条 検討会議は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、観光振興又は地方財政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年を超えない範囲内で知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

（会議）

第四条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県観光振興財源検討会議の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
------------------	---------	---------	---	---

（この条例の失効）

3 この条例は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十九年分」を「平成三十年分」に、「平成三十年分」を「平成三十一年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「より災害復旧」の下に「又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水産技術総合センター使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

水産技術総合センター使用料条例の一部を改正する条例

水産技術総合センター使用料条例（平成二十八年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「水産加工開発部」を削る。  
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第五条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「がけ」を「崖」に改め、同項第一号中「がけの」を「崖の」に、「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改め、同項第二号中「がけ又はがけ」を「崖又は崖」に、「がけ崩れ」を「崖崩れ」に、「がけ」を「崖」に改め、同項第三号中「がけの」を「崖の」に、「がけ崩れ」を「崖崩れ」に、「ががけ」を「が崖」に、「がけとの」を「崖との」に改め、同条第二項中「がけ」を「崖」に改める。

第六条及び第七条中「第四十三条第二項に規定する令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する」を「第四十三条第三項第三号に規定する」に改める。

第十九条の表二の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第一号」に、「許可」を「認定」に、「三万三千元」を「二万七千元」に改め、同項の次に次のように加える。

二の二 法第四十三条第二項第二号の規定による建築の許可を受けようとする者 三万三千元

第十九条の表二十六の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

二十六の二 法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者  
イ 延べ面積が百平方メートル以下のもの 八万円  
ロ 延べ面積が百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの 十二万円  
ハ 延べ面積が五百平方メートルを超えるもの 十六万円

第二十三条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第八十五条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「この条例」を「第四条及び第三章」に改める。

第二十四条中「この条例」を「第四条及び第三章」に改める。  
第二十五条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第五条の改正規定、第二十三条の改正規定（この条例）を「第四条及び第三章」に改める部分に限る。及び第二十四条の改正規定は、公布の日から施行する。